

# 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成、行数は任意で追加)

委員会名	総務常任委員会
参加委員 ◎委員長、○副委員長	◎五十嵐 吉也      ○後藤 誠司      小島 雄一      坂内 鉄次 渡部 勇一      伊藤 弘明      齋藤 勘一郎

## 1 本市の課題と視察の目的

福津市では、平成19年度～20年度の間には郷づくり推進協議会が設立され、平成22年度末で行政区長委嘱廃止している。加えて人口も増加傾向にある。長年、推進協議会で取り組んでいる事業や他自治体と比べると比較的多い交付額の使途、人口増加の要因について学び、本市施策の参考とするため研修を実施した。

## 2 実施概要

実施日時	視察先	福岡県 福津市
令和元年8月21日(水) 10時30分～11時54分	担当部局	福津市 郷づくり支援課
視察項目	郷づくり事業について	
報告内容	<p>1 郷づくりとは 郷づくりは、「自分たちの地域は、自分たちの手で」という考えのもと、地域住民が主体となって取組む「地域づくり」の活動のこと。概ね小学校区を単位として、市内を8つの地域に分け、地域住民や地域で活動する団体同士が互いに協力・連携し、地域の課題解決や個性的で魅力ある地域づくりに取り組んでいる。</p> <p>2 郷づくり事業（郷づくり・自治会）の取組経緯</p> <p>平成17～18年度 ◇ 地域づくり計画策定 ◇ 市総合計画策定 平成19年4月 「郷づくり推進事業」開始 郷づくり支援室の設置、郷づくり推進協議会設立 郷づくり推進事業交付金、郷づくり活動拠点（事務所）整備</p> <p>平成20年12月 「みんなですすめるまちづくり基本条例」施行 平成21年4月 郷づくりマネージャー配置（再任用職員を地域に配置） 平成20年10月から1名試行配置、平成24年度は8名配置</p> <p>平成23年4月 郷づくり支援課（室から課へ）が、自治会支援業務を担当 平成22年度末で行政区長委嘱廃止 自治会関連の5つの補助金等廃止・統合「自治会補助金」へ</p> <p>平成23～24年度 郷づくり推進協議会組織の再編・拡充（自治会を基軸とする） 平成25年度 5地域の郷づくり推進協議会で専任事務局員を雇用へ 専任事務局員の人件費相当額は交付金として協議会に交付</p> <p>平成29年度 ◇ 郷づくり基本構想の策定（平成30年3月） 8地域全ての郷づくり推進協議会で、専任事務局員を雇用</p> <p>平成30年度 ◇ 「郷づくり計画」の策定（平成31年3月） 各郷づくり推進協議会における2030年度までの郷づくりの</p>	

	<p style="text-align: center;">行動計画を策定。</p> <p>3 郷づくり推進協議会の事業</p> <p>郷づくり地域により、組織体制や連携体制、活動内容は様々だが、地域の特性に応じた取組を行っている。市では、地域住民が主体となって取組む活動を「郷づくり」と再定義し、各地域では、地域住民が主体となって、平成 31 年 3 月に、郷づくりの行動計画である「郷づくり計画」を策定。</p> <p>「郷づくり計画」では、郷づくり地域の現状や課題等を整理し、その課題解決のため、将来像や今後、取組むべき活動を掲げている。</p> <p><b>必須分野</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自主返納や防犯、交通安全に関する活動【防犯防災】</li> <li>◆ 福祉や健康の増進に関する活動【福祉】</li> </ul> <p><b>選択分野</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育て支援や青少年の健全育成に関する活動【子育て】</li> <li>◆ 環境の保全、環境美化に関する活動【環境美化】</li> <li>◆ 地域の活性化に関する活動【活性化】</li> </ul> <p>4 協議会及び自治会の位置づけと役割</p> <p>(1) 協議会</p> <p>自治会を基軸として、各種団体、事業所等で構成する市民主体の自主的な組織。</p> <p>ア 郷づくり地域の代表として、市と協働のまちづくりを行うパートナーとなり、地域自治の実現を目指して、郷づくりを推進。</p> <p>イ 郷づくり地域内の市民、自治会、各種団体等の意見、要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、身近な生活課題の解決につながる市民公益活動を行い、住みよい魅力ある地域実現に努める。</p> <p>ウ 構成する自治会活動を補完する広域活動のほか、自治会や各種団体同士の交流を促し、個々の活動の活性化を図る等など、郷づくり地域内で総合調整機能を発揮するよう努める。</p> <p>エ 当該協議会の運営及びその保有する郷づくりに関する情報を広く郷づくり地域内の市民に公開するよう努める。</p> <p>(2) 自治会</p> <p>地縁により形成された住民自治組織。原則、行政区を単位として、1 団体ずつ市により認められている。</p> <p>ア 協議会を構成する基軸団体として、互いの主体性を尊重しながら、郷づくりに関する情報の共有を図り、自治会内で郷づくりの情報を発信するなど、郷づくりを推進するよう努める。</p> <p>イ 地域住民に一番身近な住民自治組織として、住民同士の親睦、生活環境の維持改善等に努める。</p>
<p>考 察 (まとめ)</p>	<p>福津市は人口が増加傾向にある羨ましい市である。自治会とは別に「自分たちの地域は、自分たちの手で」との考えのもと、概ね小学校区を単位として「郷づくり」がなされている。</p> <p>平成 22 年度末で行政区長委嘱を廃止しているが、各郷づくり協議会には、算定基準により交付金が支給され、自治活動推進事業や専任事務局職員雇用、役員実費弁償、環境・防犯・交流事業等に充てられている。</p> <p>先進事例を参考に、本市の実情にあった施策について調査・研究を行い、議論を深め、市への提言に繋げてまいりたい。</p>

